

証券コード 6143
2022年3月8日

株 主 各 位

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
株式会社 ソディック
代表取締役社長 古川 健一

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年3月29日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号 当社本社3階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第46期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sodick.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載していません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sodick.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様の安全を第一に考え、本総会における当社の対応について以下のとおりご案内いたします。株主の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 当社の対応

- ご来場の株主様には検温、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用にご協力をお願いいたします。
なお、37.5℃以上の発熱、咳などの症状がみられました株主様につきましては、本総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 当社出席役員及び株主総会運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 会場内の座席は、座席数を減らし、間隔をあけて配置させていただきます。
- 株主総会の議事は、円滑な進行に努め、可能な限り短時間で実施いたします。
- 株主総会開始前及び終了後のカフェテリアのご利用（飲料等のご提供）は中止とさせていただきます。
- 株主総会後のショールーム見学及び商品サンプルの配布は中止とさせていただきます。

2. 株主様へのお願い

- 新型コロナウイルス感染拡大防止及び株主様の感染リスク回避のため、健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を極力控えさせていただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会への出席をご検討されている株主の皆様におかれましては、当日までのご自身の体調にご留意いただき、ご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。特に、基礎疾患のある方、体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子さまをお連れの方におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の際は、マスクをご着用いただくなど、感染予防へのご配慮をお願い申し上げます。
- 株主総会の議決権行使につきましては、インターネット等や書面により事前に議決権を行使していただけますので、そちらのご利用もあわせてご検討ください。
- 株主総会当日の報告事項等の動画は、当社ウェブサイトにて、2022年4月1日以降、配信を予定しております。

IRニュースサイトURL：<https://www.sodick.co.jp/ir/irnews.html>





議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇

印刷用紙の裏面に記載の QRコード

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案 第2号議案 第4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

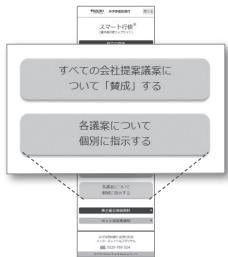
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

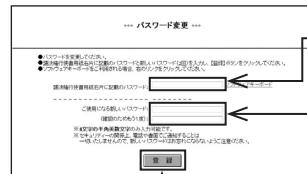
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等については、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、702,596,323円となります。

なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金26円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月31日

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
〔第3章〕株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、 事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	〔第3章〕株主総会 <削除>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>附則</p> <p><新設></p>	<p>附則</p> <p>第1条 <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任を含めた取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性
1	金子 雄二	代表取締役会長	再任
2	古川 健一	代表取締役社長	再任
3	高木 圭介	代表取締役副社長（営業統括担当）	再任
4	塚本 英樹	専務取締役（工作機械事業及び生産統括担当）	再任
5	前島 裕史	常務取締役（コーポレート部門統括担当）	再任
6	黄 錦華	取締役（中国華南地区営業統括担当）	再任
7	稲崎 一郎	社外取締役	再任 社外
8	工藤 和直	社外取締役	再任 社外
9	野波 健蔵	社外取締役	再任 社外
10	後藤 芳一	-	新任 社外

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">金子 雄二 (1957年4月7日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社 1993年6月 当社生産本部エレクトロニクス技術部長 1999年7月 当社研究開発本部研究開発グループマネージャー 2000年2月 Sodick America Corporation取締役社長 2004年4月 当社研究開発本部長 2004年6月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社専務取締役 2012年4月 Sodick America Corporation取締役会長(現) 2012年6月 当社代表取締役社長 2018年3月 当社代表取締役会長(現)</p>	<p style="text-align: center;">169,942株</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 金子 雄二氏は、入社以来、長年に亘り研究開発業務に携わり、豊富な知識と経験を有しております。 研究開発グループではリニアモーターを使った放電加工機の開発を手掛け、2000年2月に当社の重要な開発拠点であるSodick Americaを設立し同社社長に就任。当社の重要な要素技術である「NC装置」や「モーションコントローラ」、それらの「周辺装置」等の開発を世界最先端拠点であるシリコンバレーから本社と連携して推進し、当社の事業発展に貢献してまいりました。 2012年6月当社代表取締役社長就任後は経営全般に携わり、現在は当社代表取締役会長として経営及び先端技術の指導をリード。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、今後の当社発展のための経営と技術両面を支えて推進していくリーダーシップを考慮し、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。選任後はエグゼクティブ・フェローとして、自身の専門分野において大所高所から、技術の錬成や後進の指導・育成にあたり、経営層とは定期的にディスカッション等を通して、専門的知見を活かした提言に期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- 製造・技術・研究開発に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	<p>再任</p> <p>ふるかわ けんいち 古川 健一 (1972年8月5日生)</p>	<p>1999年 8月 当社入社</p> <p>2007年 4月 株式会社トム・ソディック取締役社長</p> <p>2007年12月 当社財務部長</p> <p>2008年 4月 当社総合企画本部長</p> <p>2008年 6月 当社取締役</p> <p>2010年 6月 当社常務取締役</p> <p>2012年 6月 当社専務取締役 管理・総合企画担当</p> <p>2012年 7月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役会長 (現)</p> <p>2014年 6月 当社代表取締役副社長</p> <p>2018年 3月 当社代表取締役社長 (現)</p> <p>2018年 8月 株式会社ソディックエフ・ティ取締役会長 (現)</p>	808,093株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>古川 健一氏は、子会社（現在の食品機械事業）の取締役社長就任により経営者としての実績を積み、当社財務部長、総合企画本部長など歴任、当社取締役就任後は経営管理・経理・財務・IT・人事総務部門など管理系業務全般の責任者として従事し、当社代表取締役社長就任前から当社海外工場の取締役会長に就任するなど当社グループ会社を含め経営の舵取りを担ってきました。</p> <p>2020年から新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、厳しい経営環境下でありながらも、お客様のお困りごとやご要望にスピーディーにお応えするため、営業・サービス・技術や製造部門が一気通貫に迅速に対応できるよう積極的に組織変革を推進し、中長期経営計画「Next Stage 2026」達成に向けて高いリーダーシップを発揮しております。</p> <p>これらの実績や変革を推進する高いリーダーシップを考慮し、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 法務・リスク管理に関する相当程度の経験・知見
- 財務・会計に関する相当程度の経験・知見
- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見
- マーケティング・営業に関する相当程度の経験・知見

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たかぎ けいすけ 高木 圭介 (1955年2月20日生)</p>	<p>1978年4月 当社入社 1988年8月 当社大阪支店長 1994年1月 Sodick, Inc.取締役社長 1997年7月 当社海外営業部長 2001年6月 当社取締役 2004年4月 株式会社ソディックCPC取締役副社長 2004年11月 沙迪克機電(上海)有限公司董事長(現) 2009年3月 当社亜細亜営業本部長 2009年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社専務取締役 営業統括担当 2012年6月 当社工作機械・産業機械販売担当 2015年7月 当社上席執行役員(現) 2018年3月 当社代表取締役副社長 営業統括担当(現)</p>	165,501株
<p>【取締役候補者とした理由】 高木圭介氏は、入社以来、長年に亘りマーケティングや営業部門に携わり、豊富な知識と経験を有しております。 1994年1月に米国販売子会社のSodick, Inc. 取締役社長に就任、その後、中国販売子会社の沙迪克機電(上海)有限公司董事長などを歴任、当社のグローバル成長をリードし、主力製品である放電加工機の世界シェア拡大に貢献しました。 2018年3月当社代表取締役副社長に就任し経営全般に携わり、グローバルな業務経験と経営者としての実績を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、今後の当社発展のための経営全般を支えて推進していくリーダーシップを考慮し、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。選任後はエグゼクティブ・フェローとして、自身の専門分野において大所高所から、技術面だけでなく、マーケティングや営業分野で後進の指導・育成にあたり、経営層とは定期的にディスカッション等を通して、専門的知見を活かした提言に期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見
- マーケティング・営業に関する相当程度の経験・知見

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">塚本英樹 (1962年11月29日生)</p>	1985年4月 当社入社 1988年7月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.出向 1998年3月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役(現) 2008年4月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役社長 2012年4月 沙迪克(廈門)有限公司董事副總經理 2012年7月 当社執行役員 生産管理本部副本部長 2012年7月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事 2014年6月 当社取締役 生産統括担当 2014年7月 当社上席執行役員(現) 2015年6月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事長(現) 2015年6月 沙迪克(廈門)有限公司董事長(現) 2015年6月 当社常務取締役 生産統括担当 2020年3月 当社専務取締役 工作機械事業及び生産統括担当(現)	45,473株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>塚本英樹氏は、当社入社以来、製品設計・開発・製造・生産管理等、当社事業に関する豊富な経験・知見を有しています。また、タイ工場の設立から携わり、同工場の取締役社長を務めたほか、蘇州工場・廈門工場の董事長を兼務、2014年6月から生産統括を担当し、「世界同一品質」を掲げ、生産統括責任者として変革をリード、当社専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- 製造・技術・研究開発に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まえ じま ひろ ふみ 前 島 裕 史 (1961年2月7日生)</p>	<p>1984年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>1993年5月 同行ロスアンゼルス支店長代理</p> <p>1995年10月 同行麹町支店長代理</p> <p>1999年4月 同行渋谷法人部上席部長代理</p> <p>2000年7月 同行カイロ駐在員事務所長</p> <p>2003年7月 同行外国業務部上席推進役</p> <p>2006年4月 同行企業情報部上席推進役</p> <p>2010年1月 日興コーディアル証券株式会社（現SMB C日興証券株式会社）出向 第五企業情報部長</p> <p>2012年4月 株式会社三井住友銀行監査部上席考査役</p> <p>2013年10月 当社出向 財務部長</p> <p>2014年5月 当社入社 財務部長</p> <p>2014年6月 当社常務取締役（現） 総合企画担当</p> <p>2015年7月 当社上席執行役員（現）</p> <p>2018年3月 当社コーポレート部門統括担当（現）</p>	23,438株
<p>【取締役候補者とした理由】 前島 裕史氏は、1984年に株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に入行後、国内外の多岐にわたる要職を歴任し、金融機関において培われた専門的な知識・経験及び海外での業務経験を有しております。</p> <p>2014年から当社常務取締役として、経営管理・財務・経理を所管し、財務・会計及び国際ビジネスにおける高い専門性を発揮、当社の財務体質を大幅に改善しファイナンス面でのグローバル化をリードしてきました。また、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に定めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 法務・リスク管理に関する相当程度の経験・知見
- 財務・会計に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">ファン ジン ファ 黄 錦 華 (1959年12月15日生)</p>	<p>1990年1月 当社台湾支社入社</p> <p>1992年12月 当社台湾支社管理部長</p> <p>1997年1月 Sodick (Taiwan) Co.,Ltd. 董事長兼総経 理 (現)</p> <p>2001年12月 Sodick International Trading(Shenzhen)Co.,Ltd. 董事長兼総 経理 (現)</p> <p>2015年6月 蘇州沙迪克特種設備有限公司董事 (現)</p> <p>2015年6月 沙迪克(廈門) 有限公司董事 (現)</p> <p>2019年3月 当社取締役 中国華南地区営業統括担当 (現)</p> <p>2019年8月 Sodick Enterprise(S.Z)Co.,Ltd. 董事 (現)</p>	7,800株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>黄 錦華氏は、1990年1月に当社台湾支社に入社、台湾支社運営に関与し、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.設立により董事長兼総経理に就任、管理及び営業等経営全般に携わりました。2019年3月当社取締役に就任、中国華南地区営業統括担当として当社のグローバル成長をリードし、世界最大のマーケットである中国市場を含むアジアでのシェア拡大に貢献しました。台湾、中国及びアジアにおけるグローバルな経営経験と知識を有しており、また今後当社が更に進めていく女性や外国人の活躍をはじめとするダイバーシティ・マネジメント等に対して大きく貢献するものとして、取締役会は、同氏を引き続き取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見
- マーケティング・営業に関する相当程度の経験・知見

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">社外</div> いな さき いち ろう 稲 崎 一 郎 (1941年4月3日生)	1984年4月 慶應義塾大学理工学部教授 1998年3月 米国 カリフォルニア大学バークレイ校 客員教授 1999年11月 ドイツ ハノーバ大学名誉博士 2001年5月 慶應義塾大学理工学部長、同大学大学院理工学研究科委員長 2007年4月 慶應義塾大学名誉教授 2007年4月 中部大学教授、同大学総合工学研究所 所長 2011年4月 学校法人中部大学学監 2011年6月 中部大学中部高等学術研究所所長 2012年3月 三菱鉛筆株式会社社外監査役 2012年4月 中部大学特任教授 2013年6月 株式会社ディスコ社外取締役(現) 2015年4月 中部大学名誉教授 2018年3月 当社社外取締役(現)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>稲崎 一郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、大学での長年に亘る研究で培われた精密工学に関する幅広い見識を持ち、当社の事業分野における専門知識を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。</p> <p>上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。同氏が再選された場合は人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与頂く予定です。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(43頁)の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年となります。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 製造・技術・研究開発に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> 工藤 和直 (1953年3月8日生)	1977年4月 住友電気工業株式会社入社 2000年1月 同社電子材料事業部ワイヤー製品部長 2001年1月 同社電子材料事業部製造部長 2004年1月 蘇州住電装有限公司董事副総経理 2007年6月 蘇州住電装有限公司董事総経理 2008年6月 住友電装株式会社執行役員 2015年6月 蘇州住電装有限公司最高顧問 2016年7月 青島京信電子有限公司高級顧問 2018年3月 当社社外取締役(現) 2018年6月 株式会社芝浦電子社外取締役(現)	一株
8	<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>工藤 和直氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、住友電気工業株式会社において、同社の技術や生産ノウハウを生かし同社の中国事業を立ち上げるなど、グローバルリーダーとしての豊富な経験と実績を有しております。海外を含めた製造全般に対して実践的な知見を有する同氏は、取締役会においても中長期計画についてその観点から積極的に意見を述べていただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。</p> <p>また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。</p> <p>上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。同氏が再選された場合は人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与頂く予定です。</p> <p>同氏は当社グループの取引先である住友電装株式会社に在籍しておりましたが、当事業年度における年間取引金額は1%以下と僅少で退職後相当期間を経過しており、かつ同社が当社グループの意思決定に与える影響はありません。さらに、同氏は現在、株式会社芝浦電子の社外取締役を兼任しておりますが、同社につきましても当事業年度における年間取引金額は1%以下と僅少で、かつ同社が当社グループの意思決定に与える影響はありません。また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(43頁)の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、4年となります。</p>		

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- 製造・技術・研究開発に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">社外</div> のなみ けん ぞう 野波 健蔵 (1949年2月21日生)	1979年3月 東京都立大学(現首都大学東京)工学博士 1985年2月 米航空宇宙局(NASA)研究員 1988年4月 米航空宇宙局(NASA)シニア研究員 1988年12月 千葉大学助教 1994年4月 同大学教授 2008年4月 同大学理事・副学長(研究担当) 2012年10月 ミニサーベイヤーコンソーシアム(現一般社団法人日本ドローンコンソーシアム)会長(現) 2013年11月 株式会社自律制御システム研究所 代表取締役最高経営責任者(CEO) 2017年4月 千葉大学名誉教授(現) 2018年9月 株式会社自律制御システム研究所 取締役会長 2019年6月 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長(現) 2020年3月 当社社外取締役(現)	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>野波 健蔵氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、米航空宇宙局(NASA)でシニア研究員として従事した他、大学での長年に亘る研究で培われた機械工学(制御工学)に関する幅広い見識を生かし大学ベンチャーを設立するなど豊富な経営経験も有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。上記理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。選任後は引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。同氏が再選された場合は人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し独立した立場から関与頂く予定です。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」(43頁)の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出ております。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、2年となります。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- 製造・技術・研究開発に関する相当程度の経験・知見
- グローバル、国際ビジネスに関する相当程度の経験・知見

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
10	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> <p style="text-align: center;">後藤 芳一 (1955年10月30日生)</p>	<p>1980年 3月 東京工業大学大学院 理工学研究科 機械工学専攻 修了</p> <p>1980年 4月 通商産業省（現 経済産業省）入省</p> <p>2003年 8月 経済産業省 産業技術環境局標準課長</p> <p>2004年 6月 同省中小企業庁技術課長</p> <p>2008年 7月 同省製造産業局次長</p> <p>2010年 4月 同省大臣官房審議官（製造産業局担当）</p> <p>2012年10月 東京大学大学院 工学系研究科 マテリアル工学専攻 特任教授</p> <p>2015年 6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>2017年10月 一般財団法人機械振興協会副会長 技術研究所長（現）</p> <p>2018年 6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現）</p>	一 株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>後藤 芳一氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。同氏は、経済産業省製造産業局次長や同省大臣産業審議官（製造産業局担当）等、長年、企業のものづくりを中心とした産業振興に関する経済行政分野に携わってこれ、産業分野を中心として幅広い経験と知見を有しています。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、上記の理由から、社外取締役職務を適切に遂行できると判断し、その知見を当社の経営に活かしていただくとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を図るため、取締役会は同氏を社外取締役候補者に決めました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しています。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（43頁）の要件も満たしておりますので、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。</p>			

「略歴」に記載の略歴及びこれ以外の経歴から、同氏は以下の経験・知見または専門知識を有しています。

- 企業経営全般に関する相当程度の経験・知見
- 製造・技術・研究開発に関する相当程度の経験・知見

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲崎 一郎氏、工藤 和直氏、野波 健蔵氏及び後藤 芳一氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- ・社外取締役との責任限定契約
- 当社は、稲崎 一郎氏、工藤 和直氏及び野波 健蔵氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、後藤 芳一氏が選任された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 役員等賠償責任保険契約
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。後藤 芳一氏以外の各候補者が再選された場合には、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、後藤 芳一氏が選任された場合には、同氏も当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 保坂 昭夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">保坂 昭夫 (1948年12月25日生)</p>	<p>1976年 8月 当社入社 1985年 5月 当社E DM事業部製造部長 1987年 6月 当社取締役 1994年12月 蘇州沙迪克特種設備有限公司総経理 1998年 7月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役会長 2004年 4月 株式会社ソディックC P C取締役社長 2009年 6月 当社取締役副社長 2009年 7月 Sodick(Thailand) Co.,Ltd.取締役会長 2010年 6月 株式会社ソディックプラスチック監査役 2012年 7月 当社上席執行役員 マーケティングセンター長 2014年 6月 株式会社ソディックエフ・ティ監査役 (現) 2014年 6月 当社常勤監査役 (現)</p>	180,476株
<p>【監査役候補者とした理由】 保坂 昭夫氏は、上記略歴に記載のとおり、当社入社以来、技術開発や製造、品質管理、マーケティング、中国工場の立ち上げ等を経験し、当社取締役や当社関係会社の非常勤監査役を歴任、経営者や監査役として豊富な実績と高い見識を有しております。 上記の理由から、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、取締役会は同氏を引き続き監査役候補者に決めました。選任後は上記の役割を果たすことを期待しています。</p>		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。保坂 昭夫氏が選任された場合には、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】 第3・4号議案が承認されたのちの経営体制及び役員の多様性

氏名	地位	独立性	当社が取締役・監査役に特に期待する知見・経験						人事 諮問 委員会	報酬 委員会
			法務・ リスク 管理	財務・ 会計	企業 経営	製造・ 技術・ R&D	グロー バル	マーケテ ィング・ 営業		
古川健一	代表取締役 社長		●	●	●		●	●	●	●
塚本英樹	専務取締役				●	●	●			
前島裕史	常務取締役		●	●			●			
金子雄二	取締役				●	●	●		●	●
高木圭介	取締役				●		●	●		
黄 錦華	取締役				●		●	●		
稲崎一郎	社外取締役	●				●	●		●	●
工藤和直	社外取締役	●			●	●	●		●	●
野波健蔵	社外取締役	●			●	●	●		●	●
後藤芳一	社外取締役	●			●	●				
保坂昭夫	常勤監査役				●	●	●	●		
渡貫雄一	常勤監査役				●	●	●	●		
下條正浩	社外監査役	●	●	●			●			
長嶋 隆	社外監査役	●	●	●	●			●		
大滝真理	社外監査役	●	●	●						

1. 役付取締役は人事諮問委員会の諮問を経たうえで本総会後の取締役会にて、常勤監査役は本総会後の監査役会にてそれぞれ決定いたします。
2. 上記一覧表は、取締役・監査役の有する全ての知見を表すものではありません。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の経済状況は、中国に次いで欧米などの先進国の持ち直しが続くなど、総じて緩やかな回復基調にあります。今後も経済活動の正常化に伴い、より一層の回復が見込まれる一方で、新型コロナウイルス感染症の再拡大や半導体をはじめとした世界的な部材不足、原油価格の高騰、米中対立をはじめとする地政学的リスクなど、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

このような事業環境の中、当社グループは、長期経営計画「Next Stage 2026 ～ Toward Further Growth～」を掲げ、「創造」「実行」「苦勞・克服」という創業精神を基盤に豊かな未来につながる技術を磨き、ものづくりを通して持続可能な社会の実現にチャレンジしています。

研究開発におきましては、2020年に販売を開始しました生分解性プラスチックの成形加工を容易に実現するV-LINE®不活性ガス溶解射出成形システム「INFILT-V」が日刊工業新聞社主催の「2021年（第18回）“超”モノづくり部品大賞 環境・資源・エネルギー関連部品賞」を受賞したほか、2021年10月に販売を開始しました長時間高速安定造形に対応した新製品金属3Dプリンタ「LPM325S」が日刊工業新聞社主催の「2021年（第64回）十大新製品賞本賞」を受賞しました。引き続き性能面はさることながら環境配慮製品についても積極的な研究開発を行ってまいります。

営業・サービス活動におきましては、新型コロナウイルス感染防止策を十分に施した上で「メカトロテックジャパン2021」に出展し、ソディックブランドの浸透と拡販に努めました。今後コロナ禍の状況を考慮しつつ、リアルでの展示会にも出展を増やすほか、引き続きWeb展示会の更なるコンテンツの追加やリモートツール等のITを活用した活動の強化に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高751億74百万円（前期比29.5%増）、営業利益68億13百万円（前期比267.8%増）、経常利益85億88百万円（前期比319.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益65億91百万円（前期比389.4%増）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりです。
事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第 45 期	第 46 期	前期比増減
工作機械事業	38,024百万円	51,485百万円	13,461百万円
産業機械事業	10,931百万円	10,367百万円	△563百万円
食品機械事業	3,585百万円	6,884百万円	3,298百万円
その他	5,488百万円	6,437百万円	948百万円

(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

工作機械事業

◆事業内容

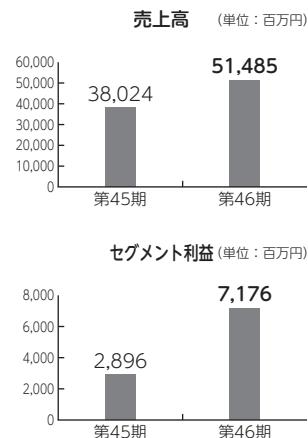
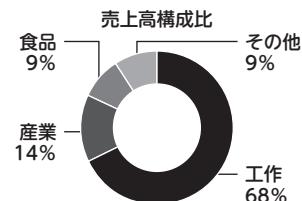
放電加工機、マシニングセンタ、金属3Dプリンタの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

中華圏における自動車や電子部品、5G関連、半導体関連分野での需要拡大のほか、日本及び欧米、アジアにおける需要の持ち直しの動きが継続した結果、売上高は前年同期比で増加しました。一方で、足元での受注は落ち着きが見え始めているほか、半導体をはじめとする部材調達のひっ迫等によりリードタイムの長期化も懸念される状況です。

セグメント利益においても販売台数の増加に伴う工場稼働率の向上等により前期比で大幅に増加しました。

上記の結果、当事業の売上高は514億85百万円（前期比35.4%増）、セグメント利益は71億76百万円（前期比147.8%増）となりました。



産業機械事業

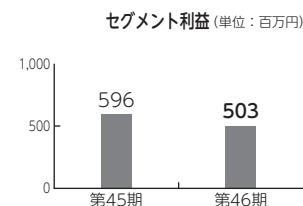
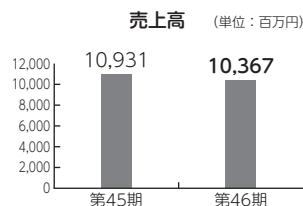
◆事業内容

射出成形機の開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

北米の医療関係は好調が継続したほか、日本でも自動車・電子部品向けの販売が増加しました。一方で、前期に好調であった中華圏におけるレンズ向けの販売に一服感が見られ、売上高は前期比で減少しました。

上記の結果、当事業の売上高は103億67百万円（前期比5.2%減）、セグメント利益は5億3百万円（前期比15.6%減）となりました。



食品機械事業

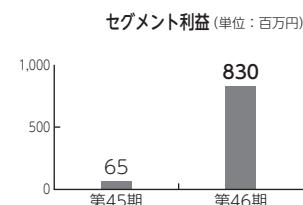
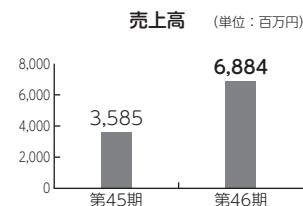
◆事業内容

各種製麺機、麺製造プラント、包装米飯製造装置などの開発・製造・販売、保守サービス、消耗品の販売

◆概況

各種製麺機、麺製造プラント、無菌包装米飯製造装置などの開発・製造・販売、その保守サービスを行っています。衛生面及び省人化対応設備や外出自粛に伴う巣ごもり需要に関連した案件が継続したほか、海外においても製麺機や米飯製造装置の販売があった結果、売上高は前期比で増加しました。

上記の結果、当事業の売上高は68億84百万円（前期比92.0%増）、セグメント利益は8億30百万円（前期比1,163.8%増）となりました。



その他

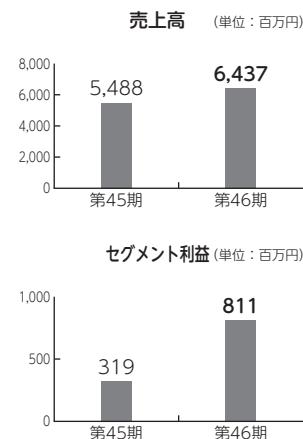
◆事業内容

精密金型・精密コネクタなどの受託生産、リニアモータやセラミックス部材など独自の技術を活かした製品の開発・製造・販売 など

◆概況

精密コネクタなどの受託生産を行う金型成形事業、リニアモータやセラミックス部材の販売等を行う要素技術事業から構成されています。情報通信設備等の需要増によるセラミックスの需要増のほか、金型成形事業においては半導体不足により自動車産業全体の需要は減速しているものの、生産品目の拡大等もあり、売上高は前期比で増加しました。

上記の結果、当事業の売上高は64億37百万円（前期比17.3%増）、セグメント利益は8億11百万円（前期比153.6%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は34億51百万円で、その主なものは、次のとおりです。

工作機械事業	沙迪克(厦門)有限公司 Sodick(Thailand)Co.,Ltd. Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd. 株式会社ソディック	生産設備の増設 生産設備の増設 新事務所の改装
その他	株式会社ソディックエフ・ティ 株式会社ソディックエフ・ティ	営業所の土地取得等 生産設備の増設 生産設備の増設

③ 資金調達の状況

当社は、主要取引金融機関と総額80億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は0円となっており、差引残高は80億円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 4 3 期 (2018年1月1日から 2018年12月31日まで)	第 4 4 期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)	第 4 5 期 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)	第 4 6 期 (2021年1月1日から 2021年12月31日まで)
売 上 高(百万円)	82,716	67,591	58,030	75,174
経 常 利 益(百万円)	9,619	3,558	2,046	8,588
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	6,462	2,002	1,346	6,591
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	137円58銭	42円58銭	28円63銭	125円67銭
総 資 産(百万円)	119,082	114,647	116,117	134,866
純 資 産(百万円)	58,129	58,745	57,976	74,438

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率(%)		主要な事業内容
		直接	間接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	－	放電加工消耗品、工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバツ	100.0	－	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	－	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	20.0	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	－	北米における事業統括会社
Sodick, Inc.	671千米ドル	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Holding Ltd.	6,739千英ポンド	100.0	－	欧州における事業統括会社
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	－	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	3,140千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick Enterprise(S.Z) Co.,Ltd.	2,500千香港ドル	－	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千NTドル	100.0	－	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.	2,000千香港ドル	－	100.0	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（廈門）有限公司	80,000千米ドル	100.0	－	放電加工機、食品機械の製造

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下のように考えております。

①事業運営体制の変革

当社は各事業部が事業全体の権限・責任をもつことで、事業最適かつ迅速な業務執行を実現するため、2022年1月に機能別組織から事業別組織へ体制を移行しました。

工作機械事業本部、射出成形機事業部、食品機械事業部において、開発、製造、販売、サービスが一貫してトータルソリューションを提供し、お客様のものづくりの課題解決に向け取り組んでまいります。また、デジタルトランスフォーメーション(DX)が本格化する中、DXの需要の高まりは事業拡大の好機と捉え、デジタル技術を活用したソリューションの開発・提供に努めてまいります。

②人財の確保、育成

当社は、人財が会社にとって最も大切な財産であり、未来へ向けた新たな価値創造の源泉であると考えています。

- ・従業員一人ひとりが心身ともに健康で、更なる成長へのチャレンジが続けられるよう、職場環境の改善と健康づくりを積極的に推進し、従業員の健康と会社の持続的な成長を両立させる健康経営を目指します。
- ・次世代経営者や優秀な人財の育成、確保に向けて、体系的な人材育成制度の充実や積極的な採用活動に取り組むほか、性別や国籍、新卒・中途等の多様な人財が活躍できる企業文化の醸成を促進します。
- ・リモートワークの環境整備やRPA、デジタルマーケティング、CRM等を活用した業務効率化による働き方改革を促進し多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進します。

③地球環境問題への取り組み

当社は「環境マネジメントへの対応」を重要な経営課題と位置づけ、カーボンニュートラルへの取り組みをはじめとした地球環境問題への対応、TCFDの提言に即した開示について、新たに設置した専門部署を中心に取り組みを強化してまいります。

製品の温室効果ガス及び消費電力の低減やリサイクルできる廃棄物低減型製品など、環境に配慮した製品開発を進めてきたほか、環境汚染化学物質の削減・全廃に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後も積極的に推進してまいります。

④長期経営計画「Next Stage 2026」の達成に向けて

当社グループでは、2019年2月に、設立50周年を迎える2026年をターゲットとした長期経営計画「Next Stage 2026～Toward Further Growth～」を策定しました。自動車産業の変革、IoT・AI技術の進化、5Gの普及、新興国におけるものづくりの高度化をはじめ、当社を取り巻く国際的な環境の変化に柔軟に対応しながら、持続的な成長をめざすためのビジョンであり、各事業において計画達成に向けた様々な施策を実施しております。しかしながら、長期計画策定時には想像もしなかった米中貿易摩擦や新型コロナウイルスの世界的流行等の発生により、経済情勢や市場環境は著しく変化しているほか、今後の経営環境にも不透明さが残る状況が継続しております。一方、ものづくりの現場ではCASEやMaaSへの対応をはじめとした自動車産業の変革や、AIやIoTの進展、5Gの普及に向けた設備投資の動きが継続し、高精度機需要が高まることも期待されております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

【ご参考】長期経営計画「Next Stage 2026」の概要

設立50周年を迎える2026年をターゲットにした長期経営計画「Next Stage 2026」では2026年12月期までに売上高1,250億円、営業利益170億円を展望しております。計画達成に向けた各事業における具体的な施策は以下のとおりです。

<工作機械事業>

- ・放電加工機：次世代自動車、5G、自動化対応など技術革新への対応を進め、世界シェア・収益性を向上。成長市場のインドやメキシコ、シェアの低い欧米でのシェアアップを目指す。
- ・金属3Dプリンタ：金型及び部品加工におけるアプリケーション、加工ノウハウ、金属粉末の拡充を進めるとともに、レーザーや制御技術などのコア技術の内製化によるコスト競争力の向上を目指す。
- ・精密マシニングセンタ：製品ラインナップ及び販売体制の強化による高付加価値加工ニーズの取り込み
- ・2018年に竣工したマルチファクトリーをマザー工場とし自動化対応や生産効率向上を推進

<産業機械事業>

- ・成長市場での販売体制の強化、営業体制の再編成、全電動射出成形機「MSシリーズ」の拡販により海外売上高比率を70%以上に向上
- ・軽金属射出成形機のラインナップ拡充、安定成形、メンテナンス性の向上
- ・自動生産システム「ICF-V」やIoT・AIを活用した予防保全・状態管理等のソリューション力の強化

<食品機械事業>

- ・中華圏及びアジアでの高付加価値製品の需要開拓及び大手食品メーカーをターゲットに海外売上高比率の向上
- ・製麺機、包装米飯製造装置に次ぐ製品群の育成及び販路確立
- ・中国での生産拡大等、現地生産・現地販売体制の整備

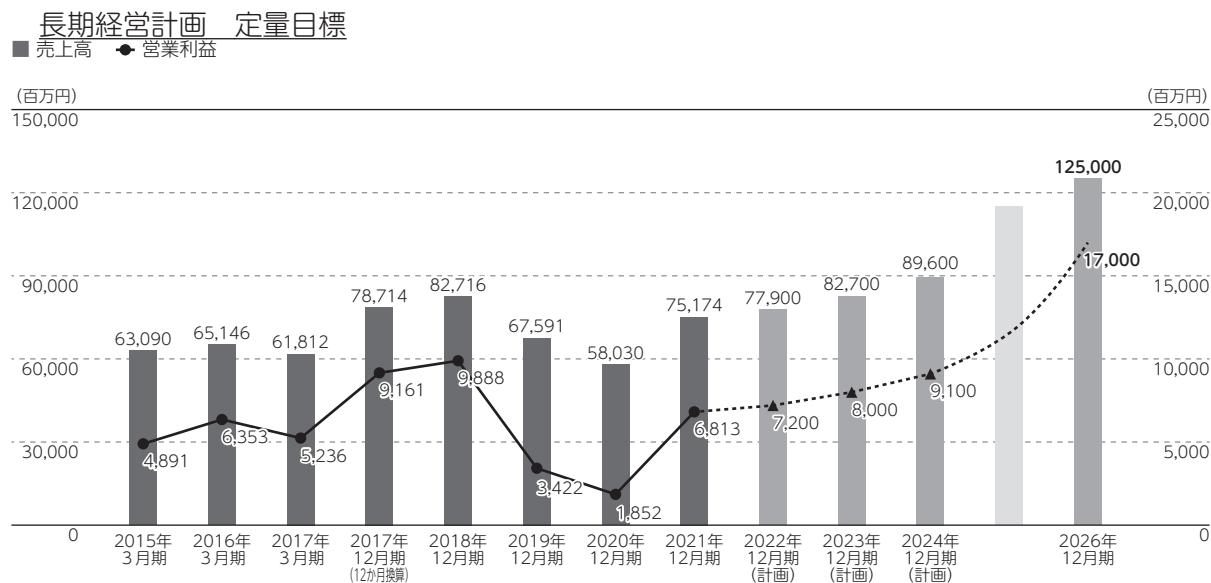
<その他>

- ・金型成形事業での金属3Dプリンタで造形した金型及びその専用射出成形機を活用したプラスチック部品の自動生産システムのより一層の強化による収益性の向上
- ・半導体製造装置向けセラミック部品の販売拡大

また、全社的には、コーポレートガバナンス体制の強化や働き方改革の推進により経営基盤の強化に取り組むほか、事業管理体制の見直しにより、需要動向や市場変化に強い生産・販売体制を構築してまいります。

資本政策としては、ネットキャッシュプラス、自己資本比率50%を確保し、安定した財務基盤の構築を目指し、成長投資や株主還元等、バランスのとれた資本配分を行います。

株主還元としては、より業績連動を加味した株主還元を実施するべく、DOE 2.0%以上かつ総還元性向30%以上を目指します。



(5) 主要な営業所及び工場 (2021年12月31日現在)

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、北陸、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ (神奈川県横浜市)
	海 外	Sodick(Thailand)Co., Ltd. (タイ) 蘇州沙迪克特種設備有限公司 (中国) 上海沙迪克軟件有限公司 (中国) Sodick Holding Corporation (アメリカ) Sodick, Inc. (アメリカ) Sodick Europe Holding Ltd. (英国) Sodick Europe Ltd. (英国) Sodick Deutschland GmbH (ドイツ) Sodick Singapore Pte., Ltd. (シンガポール) 沙迪克機電(上海)有限公司 (中国) Sodick(H.K.)Co., Ltd. (中国香港) Sodick Enterprise(S.Z) Co., Ltd. (中国) Sodick (Taiwan) Co., Ltd. (台湾) Sodick International Trading(Shenzhen) Co., Ltd. (中国) 沙迪克(厦門)有限公司 (中国)

(6) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数		前連結会計年度末比増減	
工 作 機 械 事 業	2,843 名	(305) 名	40 名増	(162 名増)
産 業 機 械 事 業	272 名	(48) 名	3 名増	(-)
食 品 機 械 事 業	127 名	(22) 名	6 名増	(1 名増)
そ の 他	345 名	(106) 名	4 名増	(8 名減)
全 社 (共 通)	96 名	(37) 名	3 名減	(1 名増)
合 計	3,683 名	(518) 名	50 名増	(156 名増)

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社の管理部門に所属しているものであります。
2. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
924名	38名増	41.5歳	14.1年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。
 2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,211百万円
株式会社みずほ銀行	5,072
株式会社横浜銀行	4,591
株式会社日本政策投資銀行	2,931
株式会社三菱UFJ銀行	2,868
株式会社北國銀行	2,820
株式会社北陸銀行	2,697
日本生命保険相互会社	1,525
株式会社静岡銀行	1,202
BANK OF AYUDHYA PUBLIC CO., LTD.	51
株式会社宮崎銀行	48

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 150,000,000株

② 発行済株式の総数 58,292,239株 (自己株式 4,246,368株を含む)

(注) 新株予約権の権利行使が行われたことにより、発行済株式が7,429,223株増加しております。また、自己株式の消却により、発行済株式が2,500,000株減少しております。これらの結果、発行済株式の総数は前期末と比べて4,929,223株増加しております。

③ 株主数 13,821名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,216千株	11.50%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,705	5.01
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	2,227	4.12
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	1,318	2.44
森田 清	1,075	1.99
ソディック共栄持株会	948	1.75
有限会社ティ・エフ	895	1.66
株式会社三井住友銀行	850	1.57
BANQUE PICTET AND CIE SA (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	818	1.51
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	808	1.50

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,216千株
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,705千株
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	1,318千株

2. 当社は、自己株式を4,246,368株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2019年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受けて、当社は、2021年4月16日開催の取締役会決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員ならびに従業員、当社子会社の取締役及び執行役員に対して、譲渡制限付株式報酬として、2021年5月7日付で自己株式を次のとおり交付しております。譲渡制限付株式報酬の内容は、2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況⑤取締役及び監査役の役員報酬等の額に記載のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	40,400株	6名

(注) 上記のほか、当社の執行役員15名に対して11,600株、当社の従業員4名に対して1,900株、当社子会社の取締役6名に対して7,600株、当社子会社の執行役員6名に対して4,400株を交付しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、自己株式2,000,000株の消却を行うことを決議し、2021年2月26日付で実施致しました。

利益剰余金の減少額	1,447百万円
自己株式の減少額	1,447百万円

ロ. 当社が2016年4月18日に発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債について、当事業年度において新株予約権の権利行使が行われました。

資本金の増加額	3,833百万円
資本剰余金の増加額	3,833百万円

ハ. 当社は、2021年4月16日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月7日付で譲渡制限付株式報酬として自己株式65,900株の処分を行いました。

資本剰余金の増加額	21百万円
自己株式の減少額	47百万円

ニ. 当社は、2021年11月12日開催の取締役会決議に基づき、当事業年度において自己株式500,000株の取得及び消却を行いました。

自己株式の増加額	411百万円
自己株式の減少額	367百万円

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	金子 雄二	
代表取締役社長	古川 健一	
代表取締役副社長	高木 圭介	営業統括担当
専務取締役	塚本 英樹	工作機械事業部及び生産統括担当
常務取締役	前島 裕史	コーポレート部門統括担当
取締役	黄 錦華	中国華南地区営業統括担当
取締役	古田 勝久	
取締役	稲崎 一郎	株式会社ディスコ 社外取締役
取締役	工藤 和直	株式会社芝浦電子 社外取締役
取締役	野波 健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム会長 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長
常勤監査役	保坂 昭夫	
常勤監査役	渡貫 雄一	
監査役	下條 正浩	下條正浩法律事務所 東海東京証券株式会社 社外取締役(監査等委員)
監査役	長嶋 隆	税理士法人日本税務総研 パートナー
監査役	大滝 真理	

- (注) 1. 取締役の古田勝久氏、稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役の下條正浩氏、長嶋隆氏及び大滝真理氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 長嶋隆氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は取締役 古田勝久氏、稲崎一郎氏、工藤和直氏、野波健蔵氏及び監査役 下條正浩氏、長嶋隆氏、大滝真理氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した役員

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
奥 山 富 夫	2021年3月30日	任期満了	社 外 監 査 役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により被保険者の業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しております。

⑤ 取締役及び監査役の役員報酬等の額

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置づけており、このことから、当社の役員報酬制度は、過半数の社外取締役で構成される報酬委員会において、客観的な視点を取り入れて審議し、その答申を得て取締役会において決定しています。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会にて決定しています。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の人数 (名)
		基本報酬	短期業績連 動報酬	非金銭報酬等	
取締役	249	199	7	42	6
社外取締役	31	31	—	—	4
合計	280	230	7	42	10
監査役	32	32	—	—	2
社外監査役	16	16	—	—	4
合計	48	48	—	—	6

- (注) 1. 上表には2021年3月30日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬には使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 業績連動報酬等に関する事項

短期業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当年度の連結損益計画の親会社株主に帰属する当期純利益が一定額を上回る場合、当期純利益に係数を乗じて業績連動報酬総額を算定し、役位に応じて各取締役に配分することとしております。

当該業績連動報酬は基本報酬と合算して毎月金銭で支給しております。

業績指標として親会社株主に帰属する当期純利益を選定した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加が株主資本の増加となり将来の配当原資として株主の意向に沿うものと認識するためであります。

当社グループは中期経営計画の目標を設定し、達成することにより親会社株主に帰属する当期純利益を増加するようにいたします。

当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1. 企業集団の状況(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。

ハ. 非金銭報酬等の内容

取締役が中長期の企業価値向上に貢献するインセンティブとして、社外取締役及び業務執行を行わない取締役を除く取締役に、役位に応じて金銭報酬債権を支給し、同債権額に応じた自己株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬を支給しております。

金銭報酬債権の総額は当期を含む過去3年間のEBITDAの平均額が一定額を上回る場合、平均額に係数を乗じて算定しております。

金銭報酬債権の総額指標としてEBITDAを選定した理由は、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視野で株主価値の増大に寄与する経営をおこなうためであります。

二. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2013年6月27日開催の第37回定時株主総会において年額400百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。また当該報酬とは別枠で2019年3月28日開催の当社第43回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとし、金銭報酬債権の総額を年額100百万円以内とする決議をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を報酬委員会に諮問し、答申内容を踏まえて2021年1月22日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

2. 決定方針の内容の概要

- a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額は役位及び担当する職務により決定することとしております。
- b. 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針については、⑤取締役及び監査役の役員報酬等の額のロ. 業績連動報酬等に関する事項に記載のとおりです。
- c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針については、⑤取締役及び監査役の役員報酬等の額のハ. 非金銭報酬等の内容に記載のとおりです。
- d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項については、報酬委員会で決定しております。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会はその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度において各取締役の報酬額の決定は、取締役会で選任された社外取締役3名と社内取締役2名で構成される報酬委員会で審議し、決定しております。

	氏名	役位	区分
報酬委員会委員長	古川 健一	代表取締役社長	社内
報酬委員会委員	金子 雄二	代表取締役会長	社内
報酬委員会委員	古田 勝久	取締役	社外
報酬委員会委員	稲崎 一郎	取締役	社外
報酬委員会委員	工藤 和直	取締役	社外

報酬委員会は、取締役報酬制度の構築及び改定の審議を行い、取締役会で決定された個人別の報酬決定方針に従い、各取締役に対する評価結果や基本報酬及び業績連動報酬支給額の妥当性について審議のうえ、決定し、必要に応じて、取締役会に答申または報告を行うものとなります。

なお、譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で各取締役の割当株式数を決議しております。

2021年12月期においては、報酬委員会を1回開催し、当年度の各取締役の定額報酬、譲渡制限付株式報酬について報酬支払の方針及び個人別報酬についての検討を行いました。

各監査役の報酬については監査役の協議を経て支給額を決定しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重 要 な 兼 職 の 状 況	当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係
取締役 稲崎 一郎	株式会社ディスコ 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 工藤 和直	株式会社芝浦電子 社外取締役	当社は同社との間に原材料の仕入れ等の取引関係があります。
取締役 野波 健蔵	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム会長 一般財団法人先端ロボティクス財団理事長	特別の関係はありません。
監査役 下條 正浩	下條正浩法律事務所 東海東京証券株式会社 社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
監査役 長嶋 隆	税理士法人日本税務総研 パートナー	特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況		主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関し行った職務の概要
	取締役会	監査役会	
取締役 古田勝久	13/13回 (100%)	—	制御工学・ロボット工学に関する幅広い見識及び大学や委員会等の組織運営の経験に基づき、技術面に関する助言を含め、経営全般幅広く有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 稲崎一郎	13/13回 (100%)	—	精密工学に関する幅広い見識及び当社事業分野における高い専門知識に基づき、技術面に関する助言を行うだけでなく、当社の経営全般に対して有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 工藤和直	13/13回 (100%)	—	海外における製造技術や経営等の豊富な経験に基づき、当社の海外での事業展開や製造面に対しての助言を行うなど、当社の経営全般に対する有益な発言を行っております。また、人事諮問委員会及び報酬委員会の委員として客観的・中立的な立場で当社役員等の指名プロセスや当社取締役の報酬決定に対する監視・監督を行っております。
取締役 野波健蔵	13/13回 (100%)	—	大学での長年の研究による専門的知識及びベンチャー企業の経営者としての豊富な経営経験を活かし、当社の技術戦略をはじめ経営全般に対し有益な発言を行っております。
監査役 下條正浩	13/13回 (100%)	12/13回 (92%)	弁護士としての高度の専門知識と幅広い見識及び、他社での社外役員としての豊富な経験に基づく有益な発言を行っております。
監査役 長嶋 隆	13/13回 (100%)	13/13回 (100%)	公認会計士及び税理士としての高度の専門知識と幅広い知見からの意見を述べるなど、有益な発言を行っております。
監査役 大滝真理	10/10回 (100%)	10/10回 (100%)	他社における内部監査及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づく有益な発言を行っております。

- (注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。
2. 監査役 大滝真理氏は、2021年3月30日の第45回定時株主総会にて選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数があるが他の取締役及び監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会及び監査役会の開催回数は10回であります。
3. 第46期の取締役会は13回（定時12回、臨時1回）開催されております。

ハ. 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員¹に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。
 - ① 当社グループの業務執行者²である者
 - ② 当社グループを主要な取引先³とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額⁴を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
 - ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
 - ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
 - ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者⁵である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

- (注) 1. 社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。
2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。
3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。
4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。
5. 重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。
2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	61百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick (Thailand)Co.,Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte.,Ltd.、Sodick(H.K.)Co.,Ltd.、Sodick, Inc.、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.、沙迪克(廈門)有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電(上海)有限公司、Sodick International Trading(Shenzhen) Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査(会社法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年4月17日開催の当社取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - ロ. 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
 - ハ. 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を取締役及び監査役に報告する。
 - ニ. 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
 - ホ. 当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、コンプライアンスヘルプライン（内部通報制度）を設置する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
 - ロ. 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役、監査役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- イ. 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ロ. 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- ハ. 特に、コンプライアンス、環境（自然環境・職場環境）、災害、品質（製品品質・サービス品質・業務品質）、情報セキュリティー、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- ニ. 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
- ハ. 経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議、事業報告会等を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ニ. 迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- ロ. 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- ハ. 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

- 二. 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
- ホ. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- ハ. 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
- ロ. 監査役を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
- ハ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査役会規程、監査役監査規程、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査役に報告する。
- ロ. 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査役に報告する。
- ハ. 監査役は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社の往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
- 二. 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
当社は、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務遂行のために必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- ⑨ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
 - ロ. 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ニ. 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
 - ロ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する事項

臨時を含め13回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項を協議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行いました。さらに、社外取締役を複数名選任し、監督機能を強化しています。

また、意思決定の迅速化と効率化を目的として執行役員制度を導入しています。

② コンプライアンスに関する事項

役員及び使用人に対し「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を定期的に配信し、その遵守を誓約する意思確認を行っています。

また、内部通報制度を構築し、通報者の匿名性の確保と制度の実効性を高めるため、社外の弁護士を通報先とする社外通報窓口も設置しています。

③ 損失の危険の管理に関する事項

リスク管理基本規程に基づき定期的にリスク管理委員会を開催し、企業グループ全体のリスクを分析・評価し、重要なリスクの対応状況については取締役会及び監査役に報告しています。

また、自然災害など不測の事態により生じる損害の拡大を抑え、損失または不利益を最小限とするためにBCP（事業継続計画）の整備を進めています。

④ 企業グループの業務の適正に関する事項

関係会社運営管理規程に基づき、重要事項については子会社から子会社管理の所轄部門に事前に承認申請または報告を行っています。

また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを行い、その結果を社長及び監査役に報告しています。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会、営業会議、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、また、定期的に行われる代表取締役、内部監査室、会計監査人との会合を通じて、重要な情報について適宜報告を受け、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないか監査しています。

また、監査役会の直轄下に監査役会室を設置し、専任のスタッフを配置して監査役の職務を補助しています。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	134,866	負 債 の 部	60,428
流 動 資 産	96,377	流 動 負 債	33,705
現金及び預金	45,274	支払手形及び買掛金	6,423
受取手形及び売掛金	18,363	電子記録債務	6,724
電子記録債権	2,104	短期借入金	2,242
商品及び製品	9,352	1年内償還予定の社債	140
仕掛品	8,851	1年内返済予定の長期借入金	6,527
原材料及び貯蔵品	9,427	未払金	1,599
その他	3,428	未払法人税等	1,207
貸倒引当金	△425	製品保証引当金	411
固 定 資 産	38,488	品質保証引当金	3
有 形 固 定 資 産	30,217	賞与引当金	802
建物及び構築物	29,049	その他	7,622
機械装置及び運搬具	22,214	固 定 負 債	26,722
工具器具備品	4,302	社債	580
土地	7,278	長期借入金	24,251
リース資産	2,882	役員退職慰労引当金	20
建設仮勘定	1,390	製品保証引当金	169
減価償却累計額	△36,901	退職給付に係る負債	469
無 形 固 定 資 産	2,273	資産除去債務	65
のれん	1,240	その他	1,166
その他	1,032	純 資 産 の 部	74,438
投 資 そ の 他 の 資 産	5,997	株 主 資 本	68,470
投資有価証券	3,537	資本金	24,618
長期貸付金	27	資本剰余金	9,739
繰延税金資産	1,199	利益剰余金	37,229
その他	1,286	自己株式	△3,117
貸倒引当金	△52	その他の包括利益累計額	5,914
資 産 合 計	134,866	その他有価証券評価差額金	732
		為替換算調整勘定	5,402
		退職給付に係る調整累計額	△219
		非支配株主持分	52
		負 債 純 資 産 合 計	134,866

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		75,174
売上		49,461
販売費及び一般管理費		25,713
営業外収益		18,899
営業外収益		6,813
受取配当金	305	
受取配当金	102	
受取配当金	976	
受取配当金	99	
受取配当金	512	
受取配当金	37	
受取配当金	198	2,231
受取配当金	327	
受取配当金	1	
受取配当金	127	456
受取配当金		8,588
受取配当金	28	
受取配当金	25	53
受取配当金	17	
受取配当金	58	
受取配当金	25	
受取配当金	1	103
税金等調整前当期純利益		8,538
法人税、住民税及び事業税	2,025	
法人税、住民税及び事業税	△102	1,922
当期純利益		6,615
非支配株主に帰属する当期純利益		23
親会社株主に帰属する当期純利益		6,591

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	20,785	5,877	33,787	△4,566	55,884
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,833	3,833			7,667
剰余金の配当			△1,320		△1,320
海外子会社における従業員奨励福利基金への積立金			△14		△14
親会社株主に帰属する当期純利益			6,591		6,591
自己株式の取得				△413	△413
自己株式の処分				47	47
自己株式の消却			△1,814	1,814	－
連結子会社株式の取得による持分の増減		6			6
譲渡制限付株式報酬		21			21
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	3,833	3,861	3,441	1,449	12,586
当連結会計年度末残高	24,618	9,739	37,229	△3,117	68,470

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	596	1,746	△328	2,014	77	57,976
当連結会計年度変動額						
新株の発行（新株予約権 の行使）						7,667
剰余金の配当						△1,320
海外子会社における従業員 奨励福利基金への積立金						△14
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,591
自己株式の取得						△413
自己株式の処分						47
自己株式の消却						－
連結子会社株式の取得に よる持分の増減						6
譲渡制限付株式報酬						21
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	135	3,656	108	3,899	△24	3,874
当連結会計年度変動額合計	135	3,656	108	3,899	△24	16,461
当連結会計年度末残高	732	5,402	△219	5,914	52	74,438

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	94,346	負 債 の 部	47,262
流 動 資 産	51,930	流 動 負 債	23,732
現金及び預金	16,971	電子記録債務	6,724
受取手債	1,437	買掛金	4,950
商品及び掛び製	2,080	1年内返済予定の長期借入金	6,050
材料及び貯蔵品	12,871	リース債務	62
未着渡品	2,398	未払金	699
前払費用	3,996	未払費用	393
前払短期貸付金	3,723	未払法人税等	558
関係会社短期貸付	136	前受金	2,754
未収替入	178	預り金	121
未収消費税	133	製品保証引当金	345
未倒引当金	3,964	品質保証引当金	3
固定資産	2,882	賞与引当金	612
有形固定資産	90	その他の他	454
建物	1,074	固 定 負 債	23,529
構築物	13	長期借入金	23,063
機械及び運搬	△23	リース債務	224
車両器具	42,415	製品保証引当金	169
構築物	14,873	資産除去債務	60
構築物	13,298	その他の他	12
構築物	1,008	純 資 産 の 部	47,084
構築物	5,373	株 主 資 本	46,401
構築物	52	資 本 金	24,618
構築物	2,446	資 本 剰 余 金	9,741
構築物	5,628	資 本 準 備 金	9,719
構築物	406	その他の資本剰余金	21
構築物	140	利 益 剰 余 金	15,159
構築物	△13,481	その他の利益剰余金	15,159
無形固定資産	1,158	繰越利益剰余金	15,159
のれん	530	自 己 株 式	△3,117
土地	35	評価・換算差額等	682
トラウト加工	377	その他有価証券評価差額金	682
電話加入権	28		
その他	185		
投 資 資 産	26,383		
投資有価証券	1,854		
関係会社株	12,410		
関係会社出資	0		
関係会社長期貸付	9,228		
関係会社前払金	1,667		
関係会社前年払金	254		
関係会社延税	388		
関係会社延税	59		
関係会社延税	450		
関係会社延税	87		
関係会社延税	△19		
資 産 合 計	94,346	負 債 純 資 産 合 計	94,346

損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		42,240
売上原価		32,070
売上総利益		10,169
販売費及び一般管理費		8,660
営業利益		1,509
営業外収益		
受取利息	52	
受取配当金	1,277	
為替差益	943	
賃料収入	152	
雑収入	309	
営業外費用		2,736
支払利息	235	
賃料固定資産諸費用	152	
雑損	38	
経常利益		426
特別利益		3,819
固定資産売却益	15	
補助金収入	25	
特別損失		40
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	8	
固定資産圧縮損	25	
減損	313	
その他	1	
当期純利益		353
税引前当期純利益		3,506
法人税、住民税及び事業税	516	
法人税等調整額	323	
当期純利益		839
		2,666

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,785	5,886	—	5,886	15,628	15,628	△4,566	37,732
当期変動額								
新株の発行（新株予約 権の行使）	3,833	3,833		3,833				7,667
剰余金の配当					△1,320	△1,320		△1,320
当期純利益					2,666	2,666		2,666
自己株式の取得							△413	△413
自己株式の処分							47	47
自己株式の消却					△1,814	△1,814	1,814	—
譲渡制限付株式報酬			21	21				21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	3,833	3,833	21	3,855	△468	△468	1,449	8,669
当期末残高	24,618	9,719	21	9,741	15,159	15,159	△3,117	46,401

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	564	564	38,296
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			7,667
剰余金の配当			△1,320
当期純利益			2,666
自己株式の取得			△413
自己株式の処分			47
自己株式の消却			－
譲渡制限付株式報酬			21
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	118	118	118
当期変動額合計	118	118	8,787
当期末残高	682	682	47,084

招集、ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月25日

株式会社 ソディック 監査役会

常勤監査役 保坂 昭夫 ㊟

常勤監査役 渡貫 雄一 ㊟

監査役 下條 正浩 ㊟

監査役 長嶋 隆 ㊟

監査役 大滝 真理 ㊟

(注) 監査役 下條 正浩氏、長嶋 隆氏及び大滝 真理氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

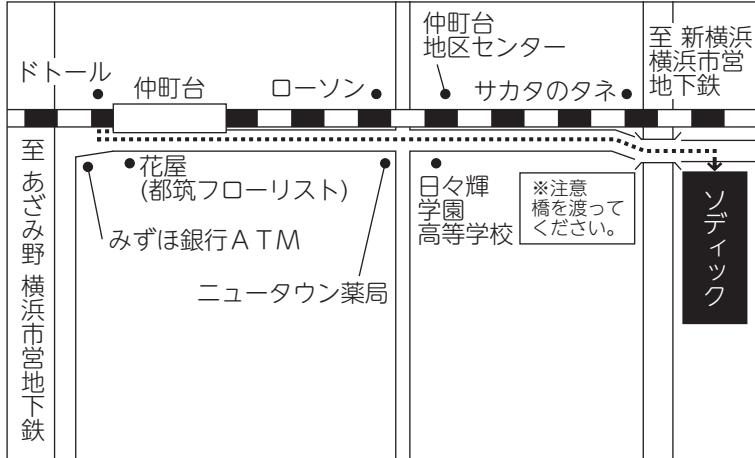
以上

株主総会会場ご案内略図

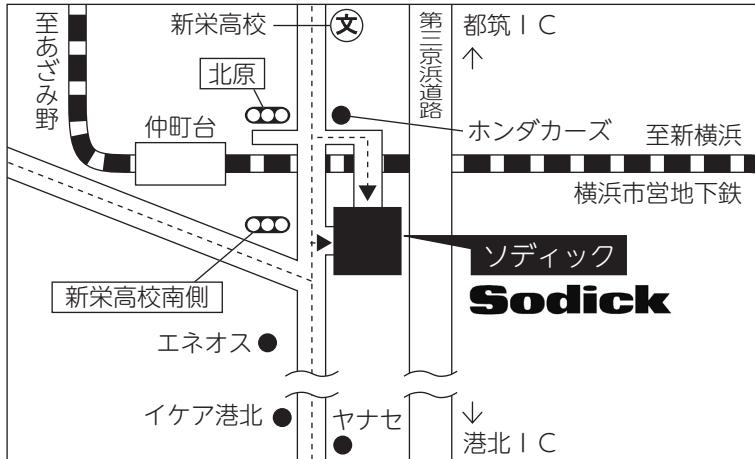
会 場：株式会社ソディック 本社3階会議室

住 所：横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

T E L : 045-942-3111



- 電車でのご来場の場合
横浜市営地下鉄「仲町台駅」
下車徒歩約10分
【駅改札口にて左折、さらに左方向
(新横浜方面)へ線路沿いに直進】



- お車でのご来場の場合
第三京浜
☆港北ICより約1.7km
☆都筑ICより約1.7km
※注意
新横浜・港北IC方面からおいでの方は、中央分離帯があるため正面車両入口には右折できません。
その先のホンダカーズがある北原交差点を右折し、約200m先右手の車両入口よりご入場ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。